

## 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略策定後の進行管理について

### 1 進行管理の趣旨

まち・ひと・しごと創生を実現するためには、総合戦略に示した施策の進捗状況について、成果や課題を分析し、必要な改善や見直しを図っていく必要がある。

具体的には、戦略に示した、基本目標ごとの数値目標や各事業の KPI（重要業績評価指標）などを基に、実施した施策・事業の効果を検証する。

国から、効果検証の客観性を担保するため、できる限り外部有識者等を含む検証機関を設置することが推奨されている。

### 2 検証体制等

平成 28 年度の神奈川県地方創生推進会議にて、評価・検証を実施。

具体的には、神奈川県地方創生推進会議の下に「部会」を設置し、集中的に議論した上で、全体会議でオーソライズする。（部会の人選は座長と調整。）

#### 【神奈川県地方創生推進会議設置要綱 引用】

第 6 条 推進会議は、その所掌事項にかかる専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

評価・検証を踏まえ、必要に応じて総合戦略の改訂を行うこともある。

### 3 スケジュール

- 6 月～ 庁内での進捗状況確認、評価・検証
- 9 月 地方創生推進会議 部会（15 名程度）での評価・検証
- 11 月 地方創生推進会議 全体会議（全委員 31 名）での評価・検証



## 神奈川県地方創生推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 神奈川県における地方創生にあたり広く関係者の意見を反映させるため、神奈川県地方創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の企画・推進に関すること。
- (2) 神奈川県人口ビジョンに関すること。
- (3) その他、神奈川県における地方創生に関すること。

### (組織)

第3条 推進会議は、産業・経済、市町村、大学・研究機関、金融機関、労働、言論・メディア等にかかる委員及び公募委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、推進会議発足時の委員の任期は、平成29年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (座長及び副座長)

第4条 推進会議に座長を置き、互選により選出する。

- 2 推進会議に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。

### (会議)

第5条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長に事故がある時は副座長がその職務を代行する。

### (部会)

第6条 推進会議は、その所掌事項にかかる専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、政策局政策部総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。